

(4) 風水害時・地震時における登下校

(保護者配布プリント)

風水害時・地震時における登下校について

このことについて 次のように致しますので、お知らせします。

1. 警報等が出された時

和歌山市または和歌山県全域に、**暴風警報**、または**大雨警報**が出ている時は、**臨時休業**とします。

震度5弱以上の地震が発生し、危険が予想される場合も臨時休業とします。

2. 暴風警報・大雨警報が解除になった時

・午前10時までのときは 登校させる。

(尚、午前6時以降に警報が解除された場合は給食用の米飯、パン、牛乳が製造中止となり、給食はありません。授業は午前中となります。)

・午前10時以降の時は 登校させない。(臨時休業)

・学習中に警報が出て下校する場合があります。その時は集団下校をします。
家を留守にする方は近所の方をお願いしておいて下さい。

3. その他

・暴風警報・大雨警報が解除になって登校する時は十分に注意するようにご指導ください。

・電話での学校への問い合わせはご遠慮下さい。緊急連絡の妨げとなります。